

令和4年度山形県肥料価格高騰緊急対策費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、山形県農業再生協議会（以下「協議会」という。）が肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官通知。以下「国交付等要綱」という。）第5第3号に規定する肥料高騰対策事業を実施する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で協議会に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国補助金 国交付等要綱第5第3号に規定する肥料高騰対策事業について、国交付等要綱第8の規定により農林水産大臣から協議会に交付される補助金をいう。
- (2) 取組実施者 国交付等要綱第5第3号に規定する対象事業取扱実施者をいう。
- (3) 国支援金 国交付等要綱第5第3号の規定により協議会が取組実施者に交付する支援金をいう。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協議会が、取組実施者に属する県内在住の参加農業者ごとに、国支援金の70分の15に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を国支援金に上乗せして交付する事業とし、補助金の額は、当該上乗せする額及び取組実施者の預金または貯金の口座に振込の方法により上乗せする額の支払いを行うため必要となる口座開設料等の経費の合計額とする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、国補助金の交付申請書の写しとする。

(交付の条件)

第5条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金の額の増又は30%を超える減を伴う変更以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（別記様式第1号）に国補助金の変更等承認申請書の写しを添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認

を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第2号）に国補助金の変更等承認申請書の写しを添付して提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第3号）に国補助金の遅延届出書の写しを添付して提出しなければならない。

5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 協議会は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(2) 協議会は、前号の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前号の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(3) 前2号の規定に基づき、作成、整備及び保管する書類は、電磁的記録により作成、整備及び保管することができる。

（状況報告）

第6条 規則第12条の規定による補助事業遂行状況報告書（規則別記様式第2号）は、国補助金の事業遂行状況報告書の写しを添付して、令和5年1月31日までに知事に提出しなければならない。ただし、第8条第2項の規定により概算払請求書を提出した場合は、これをもって当該報告書に代えることができるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業の完了の日から1月を経過した日又は令和5年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、国補助金の実績報告書の写しとする。

（補助金の支払い）

第8条 補助金は、交付すべき額が補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 協議会は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第4号）に国補助金の概算払請求書の写しを添付して知事に提出しなければならない。

（書類の提出）

第9条 この補助金に関して知事に提出する書類の提出先は、山形県農林水産部農業技術環境課とする。

附 則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

規則別記様式第1号

番 号
令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

山形県農業再生協議会
会長 氏 名

令和4年度山形県肥料価格高騰緊急対策費補助金交付申請書

令和4年度において、山形県肥料価格高騰緊急対策事業について標記補助金 円
を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を
添付して申請する。

番 号
令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

山形県農業再生協議会
会長 氏 名

令和4年度山形県肥料価格高騰緊急対策事業状況（又は実績）報告書

令和 年 月 日付け農技第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第12条（又は第14条）の規定により、その状況（又は実績）を関係書類を添付して報告する。

山形県知事 氏 名 殿

山形県農業再生協議会
会長 氏 名

令和4年度山形県肥料価格高騰緊急対策事業計画変更承認及び補助金変更
交付申請書

令和 年 月 日付け農技第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業計画を変更し、補助金 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
別添国補助金変更等承認申請書の写しのとおり
- 3 補助金変更交付申請額
既 交 付 決 定 額 金 円(A)
今 回 変 更 増 △ 減 額 金 円(B)
変 更 交 付 申 請 額 金 円(A)+(B)

山形県知事 氏 名 殿

山形県農業再生協議会
会長 氏 名

令和4年度山形県肥料価格高騰緊急対策事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け農技第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の時期
- 3 添付書類
国補助金変更等承認申請書の写し

山形県知事 氏 名 殿

山形県農業再生協議会
会長 氏 名

令和4年度山形県肥料価格高騰緊急対策事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け農技第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第2項の規定により指示を受けたいので、下記のとおり報告する。

記

- 1 予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった理由
- 2 添付書類
国補助金遅延届出書の写し

山形県知事 氏 名 殿

山形県農業再生協議会
会長 氏 名

令和4年度山形県肥料価格高騰緊急対策費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け農技第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求する。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払請求額
金 円

3 添付書類
国補助金概算払請求書の写し

4 振込先

金融機関名	
店舗名	
預金種別	普通・当座・その他 ()
口座番号	
(カナ)	
口座名義人	

5 発行責任者等

発行責任者 (職・氏名) (連絡先:)
担当者 (職・氏名) (連絡先:)